令和4年度提案力強化チャレンジ応援事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

新型コロナの影響により、感染拡大が継続している首都圏等での営業活動が難しく、 県内の製造業では売り上げが大きく減少している。そこで、県内の製造業の売り上げの回 復に向けて、取引が期待できる企業からニーズを収集し、マッチング機会を設けるととも に、提案力向上に向けたコンサルティング等を行うことで、将来の継続的な取引につなが る新規受注を確保し、新たな分野への進出と雇用の創出を図ることを目的に実施するもの。

2 委託業務名

令和4年度提案力強化チャレンジ応援事業業務

3 事業対象者

山形県内に事業所を有し、新たな事業分野への進出を目指す製造業企業(以下「県内企業」という。)

4 事業対象予定者数

県内企業 30 社以上

5 委託業務の内容

上記目的を達成するため、取引が見込まれる企業(以下「取引期待企業」という。)と 県内企業とのマッチング及び提案力を強化するコンサルティングを実施し、<u>需要の高い</u> 分野における試作品開発の受注、新製品への技術の採用等の新規受注により、令和4年 度末まで県内企業において6人の新規雇用(正社員に限る)を創出することを目指すこと とし、これに必要な以下業務を行うものとする。

なお、業務の推進にあたっては、山形県産業労働部工業戦略技術振興課と連携して進めること。

県内企業の紹介	・ <u>県内企業 30 社以上</u> を、取引期待企業に紹介すること。
マッチングの実施	・県内企業を紹介する取引期待企業から、マッチングに参加する 企業を確保し、県内企業との <u>マッチングを10回以上</u> 行うこと。 ※マッチングは取引期待企業1社と県内企業1社が1度商談する場を設けることを1回とカウント。発注企業、県内企業の重複のカウントを可能とする。
コンサルティング	・マッチングに参加する県内企業1社あたりマッチングの事前2回
の実施	<u>以上及び事後1回以上</u> のコンサルティングを行うこと。

(1) 県内企業の紹介に関すること

- 県内企業 30 社以上及び紹介先の取引期待企業の選定においては県と事前調整すること。
- (2) マッチングの実施に関すること
 - ① マッチングに参加する県内企業について選定方法を含め、県と事前調整すること。
 - ② 日程調整、資料作成等を行い、立会のうえでマッチングの運営を行うこと。

- (3) コンサルティングに関すること
 - ① マッチングの参加が決定した県内企業に対して個別に、マッチングの事前に2回以上及び事後に1回以上のコンサルティングを行うこと。
 - ② コンサルティングの内容は、県内企業の提案力の強化に有効なものとし、コンサルティングの時間は1回あたり1時間程度とする。
- (4) 報告書の作成に関すること
 - ① 7月、11月及び1月に業務の進捗状況を県に報告すること。
 - ② 年2回(11月、3月の予定)、当事業の成果指標である新規雇用の状況を調査のうえ、県に報告すること。
- (5) その他目的を達成するために必要と認められる事項の提案に関すること

6 委託業務の対象経費

- (1)事業の進捗管理を行う事業責任者及び事業従事者の人件費(賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料等の事業主負担)、外部人材の謝金。
 - なお、賃金・謝金等については、業務内容、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な 水準を設定すること。
- (2) 事業の進捗管理を行う事業責任者、事業従事者及び外部人材の旅費。
- (3) 本事業の実施に伴い必要となる諸経費(資料作成経費、通信費、消耗品等)。
- (4) 委託料については概算で契約し、対象経費を合計した実績額をもって精算を行う。 なお、人件費については時間単位で精算を行うものとする。

7 状況報告等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県の定める方法により速やかに報告すること。

8 特記事項

- (1)受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号) その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3)受注者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を 遵守するともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。
- (4)受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (5) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (6) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (7)新型コロナウイルス感染症の拡大による移動の制限を余儀なくされた場合においても 事業の継続ができるよう対応策を講じること。

9 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。